

# 労働かながわ

2017 5・6月号  
No.707

## 第88回 メーデーの概況

第88回メーデーは、5月1日までに県内21会場で行われ、37,236人が参加しました(主催者発表)。

4月29日に行われた連合神奈川系の「第88回かながわ中央メーデー」は、8,840人を集め、横浜市内の臨港パークで開催されました。

主催者を代表して柏木教一実行委員長(連合神奈川会長)は、「労働基準法制定以来、初めて罰則付きの労働時間の上限規制が設けられたが、ルールを行使していくためには、今まで以上に労働組合の役割は重要となる。KAROSHI(過労死)という不名誉な言葉をなくしていこう。」と主張し、「すべての働く人の連帯で、暮らしの底上げと未来への責任を果たそう」と訴えました。



▲第88回かながわ中央メーデー

一方、5月1日には、神奈川労連を中心に組織された「第88回 神奈川県・横浜メーデー」が2,500人を集め、沢渡中央公園で開催されました。



▲第88回 神奈川県・横浜メーデー

主催者を代表して福田裕行実行委員長(神奈川労連議長)は、安倍政権が取り組んでいる労働法制の改正や憲法改正などの姿勢を批判し、長時間労働の改善などに取り組んでいこうと訴えました。

5月1日までの県全体の系統別の実施状況は、連合系9会場(31,410人)、全労連系9会場(4,866人)、単独2会場(660人)、その他1会場(300人)でした。

## 第67期 神奈川県労働大学講座の受講生を募集します。

定員 200名  
対象 労使・県民  
どなたでも

一流講師陣が、労働関係法規・制度などを分かりやすく解説します。企業の労務担当者の研修としても、大変好評です。

- ◆ 開催日時 平成29年7月25日(火)～11月21日(火) 18時30分～20時30分  
※ 原則として毎週火・木曜日(一部金曜日) 全25回(1回ごとの聴講制度もあります)
- ◆ 受講料 23,000円 (全25回分、団体・障害のある方の割引制度有)
- ◆ 会場 神奈川県立かながわ労働プラザ 〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
- ◆ 申込・問合せ先 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 ☎045-633-5410
- ◆ ホームページアドレス <http://www.zai-roudoufukushi-kanagawa.or.jp/>

### 主な内容

- 第88回メーデーの概況 ..... P.1
- 第67期神奈川県労働大学講座の受講生を募集します ..... P.1
- 平成29年度職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内 ..... P.2
- 第37回全国障害者技能競技大会参加選手募集 ..... P.2
- ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣します ..... P.3
- 中小企業の障がい者雇用を応援します! ..... P.3
- 障がい者雇用のための企業交流会「はじめの一歩」を開催します! ..... P.3

## 平成29年度職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内

公共・認定(民間)の職業訓練施設で職業訓練を担当する方は、原則、職業訓練指導員免許が必要です。  
この試験は、その職業訓練指導員免許を取得するための資格試験です。  
合格者は、申請により職業訓練指導員免許を取得することができます。

受験申請	日時	平成29年7月5日(水)～7月7日(金)
	場所	神奈川県庁 本庁舎2階 産業労働局会議室
試 験	日時	平成29年9月10日(日)9時20分～ (時間は受験科目により異なります。)
	場所	神奈川県立産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾2-4-1)
合格発表	日時	平成29年10月18日(水)
	場所	神奈川県庁 新庁舎2階にて受験番号を掲示します。 (希望者は県ホームページで受験番号を発表します。)

- 職業訓練指導員の免許職種は、123職種あります。
- 受験に際し、3,100円の受験手数料が必要です。
- 受験資格や試験の免除の規定がありますので、詳しくは、受験案内又は県のホームページをご覧ください。
  - ・ 受験案内・申請書：県内の県政情報コーナー及びハローワーク等において配布しています。
  - ・ 県のホームページ：「<http://www.pref.kanagawa.jp/>」から「職業訓練指導員」で検索してください。
- 問合せ先
  - ・ 神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ
  - ・ 電話：045-210-5720

## 第37回 全国障害者技能競技大会参加選手募集

11月17日(金曜日)から19日(日曜日)にかけて栃木県で開催予定の第37回全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)に、神奈川県選手団の選手として参加を希望される方を下記のとおり募集します。  
参加希望者は、第37回全国障害者技能競技大会実施要綱等をご参考に、提出書類に必要事項を記載のうえ、6月23日(金曜日)までに郵送または持参により神奈川県産業労働局労働部産業人材課(技能振興グループ)まで提出してください。

■名 称：第37回全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)

■開催期間：平成29年11月17日(金)～19日(日)

■会 場：マロニエプラザ、宇都宮市体育館他

### ■参加希望者募集職種

種 目	参加対象障害者	定 員
洋裁、家具、建築CAD、義肢、歯科技工、データベース、 フラワーアレンジメント、コンピュータプログラミング	身体障害者・知的障害者 精神障害者	各種目 1名
パソコン操作	身体障害者(視覚障害者に限る)	
木工	知的障害者	

■申込期限：平成29年6月23日まで(予定)

■申 込 先：神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ  
(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)

■申 込 書：HP(下記アドレス)を御参照ください。

■詳 細：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7064/p1131563.html> (更新予定)

○問合せ先：神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ  
TEL: 045-210-5720 FAX: 045-201-6952

# ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣します!

残業規制の導入や、労働力人口の減少、介護離職の増大など企業における働き方改革・業務改善は急務となっています!

**無料**

県では、個別の企業等に専門のアドバイザーを派遣し、その企業等の現状に応じた業務の効率化や従業員の働きやすい環境整備に向けたアドバイス・研修等を実施しています。

## 【次のような課題を抱えている企業にお勧めです】

○業務改善・長時間労働削減 ○仕事と育児・介護の両立推進 ○女性の活躍推進 など

## 【派遣例】

第1回目：現状把握 第2回目：取組み・運用方法の提案 第3回目：導入サポートまたは研修

■対象 神奈川県内に事業所のある中小企業や各種団体等

■派遣アドバイザー 特定社会保険労務士等

●問合せ先 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課 両立支援グループ

TEL：045-210-5746

神奈川ワークライフバランスアドバイザー 検索

## 中小企業の障がい者雇用を応援します!

### ～平成29年4月、県障害者雇用促進センターがオープンしました～

障害者雇用促進法の定めにより、事業主には障がい者雇用の義務があります。あわせて障害者雇用率が定められており、現在2.0%であることから、従業員が50人以上の事業所は1人以上雇用する必要があります。また、平成30年度には法定雇用率が上がることが見込まれています。

この4月にオープンした県障害者雇用促進センターでは、地域のハローワークと連携して個別に事業所に伺い、経営層に障がい者雇用に関する制度等を説明するだけでなく、従業員にも具体的な障がいの特性等を説明する出前講座を行うことで、障がい者雇用のスムーズな実現に向けたお手伝いをしています。

その他障がい者雇用に関するご相談も承りますので、ぜひお問合せ・ご活用ください。

●問合せ先：神奈川県障害者雇用促進センター TEL 045-633-6110 (代表)

## 障がい者雇用のための企業交流会「はじめての一步」を開催します!

県では、これから障がい者雇用に取り組もうと考える中小企業・小規模企業のみなさまを対象に、企業交流会「はじめての一步」を県内6カ所で開催します。

すでに障がい者雇用に積極的に取り組んでいる「先輩企業」の体験談を聞いたり、疑問や不安について、直接質問をしたりすることができます。

障がい者雇用を考えるきっかけとして、ぜひご参加ください!

●内容 「先輩企業」による障がい者雇用の事例紹介、質問会等

●スケジュール等(いずれも午後を予定)

1. 6月27日(火)【湘南東部】 県藤沢合同庁舎 5階 大会議室 (藤沢市鶴沼石上2-7-1)

2. 7月12日(水)【相模原・県央】 ユニコムプラザさがみはら セミナールーム1

(相模原市南区相模大野3-3-2 bono相模大野サウスモール3階)

3. 7月26日(水)【横浜①・横須賀 三浦】 横浜市立大学 金沢八景キャンパス(横浜市金沢区瀬戸22-2)

4. 10月中旬 【湘南西部・県西】 会場調整中

5. 12月上旬 【横浜②】 会場調整中

6. 2018年2月 【川崎】 会場調整中

※各回の詳細、お申込みについては県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f534513/>

●参加費 無料

●問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用対策課 障害者雇用促進グループ TEL 045-210-5871

# かながわ労働情勢 11 12 1 2 月

## I 主要労働団体の機関開催

■ 連合神奈川  
【第339回 五役会、第312回 執行委員会】  
1月25日、第339回 五役会、第312回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。  
【協議事項】  
1 各種委員の変更等について  
2 緊急時連絡体制について  
3 政治活動の取組について  
4 連合神奈川における2017春季生活闘争方針（その2）  
5 「クランソコア広援団！ RENGU キャンペーン」今後の取組について  
6 その他

【第340回 五役会、第313回 執行委員会】  
2月28日、第340回 五役会、第313回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。  
【協議事項】  
1 運動の推進に必要な資源の重点化に向けた取組（その3）  
2 政治活動の取組について  
3 連合神奈川2017春季生活闘争方針（その3）  
4 2017年度最低賃金の取組方針について  
5 「第12期災害ボランティア養成講座」の開講について  
6 その他

■ 神奈川労連  
【第4回幹事会】  
2月5日、第4回幹事会を開催し、次のことを協議した。  
1 17 国民春闘の統一行動  
① 2・12 春闘決起総行動  
② 2・28 回答確約・事前申し入れ・職場激励行動  
③ 3・5 春の県民集会  
2 春の拡大月間の具体化、中央労組の加盟  
3 最低賃金裁判の最高裁での取組  
4 まともの「働くルール」確立にむけた取組

## II 主要労組の定期大会

■ 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合  
横浜地域連合（中田節樹 議長、約139,000人）は、11月30日、横浜市民文化会館において、代議員、役員、来賓等約160名を集め、第26回定期総会を開催した。  
【運動方針の要旨】  
1 横浜地域連合の運動の更なる飛躍をめざして  
2 労働条件の改善に向けた取組  
3 横浜の街づくり（政策・制度要求と提言）の取組  
4 横浜地域連合の組織強化と拡大の取組  
5 その他

【役員氏名】  
議長 中田 節樹（再・基幹労連）  
議長代行 二階堂建男（再・全水道）  
副議長 高橋 卓也（再・電機連合）  
柳井 健一（再・神教協）  
小田 泰司（再・JAM 神奈川）  
山本 洋一（再・UAゼンセン）  
宮城 宏之（再・情報労連）  
夢野 宏幸（再・自治労）  
高橋 徹（再・運輸労連）  
遠藤 正博（新・自動車総連）  
藤木 一雄（新・JP 労組）  
事務局長 岩沢 弘秋（再・自治労）

■ 日本労働組合総連合会神奈川県連合会湘南地域連合  
湘南地域連合（岩崎幸司、31,000人）は、12月9日、藤沢市民会館において、代議員、来賓等約160名を集め、第26回定期大会を開催した。  
【運動方針の要旨】  
1 地域労働運動の強化と「40万連合神奈川」へ向けた組織拡大・組織強化の取組  
2 住みよき街づくりに向けた政策・制度要求活動の推進  
3 雇用創出と労働条件の確立・向上  
4 男女平等参画社会の実現、国民・県民運動及び国際連帯の推進

## 5 その他

【役員氏名】  
議長 岩崎 幸司（再・江ノ島鉄労組）  
議長代行 鈴木 圭（新・いすゞ自動車労組藤沢支部）  
副議長 中島 勝也（新・日産工機労組）  
佐藤 大輔（再・湘南教職員組合）  
廣出 充洋（新・武田薬品労組湘南支部）  
興邊 義人（再・日本精工労組相原支部）  
藤田 竜一（再・東海カーボン労組湘南支部）  
渡部 真道（再・NTT 湘南南分会）  
中野 雅臣（再・藤沢市職員労組）

■ 日本労働組合総連合会神奈川県連合会相模原地域連合  
相模原地域連合（川崎晴彦 議長、約19,000人）は、12月12日、相模原教育会館において、代議員69名を集め、第26回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】  
1 組織の強化・拡大の取組  
2 連合の役割を認識した、組合員や市民に信頼される労働運動の展開  
3 広報活動の充実と教育活動の推進に向けて  
4 勤労者の暮らしの安心・安定の街づくりに向けた政策・制度要求・提言活動の強化  
5 その他  
【役員氏名】  
議長 川崎 晴彦（再・基幹労連）  
議長代行 武田 秀雄（再・自治労）  
副議長 廣瀬 賢二（再・電機連合）  
渋谷 雄一（再・自動車総連）  
福田 修一（再・神教協）  
相原 健（再・JAM）  
吉川 洋一（再・基幹労連）  
小嶋 幸雄（再・電力総連）  
事務局長 幸山 隆（再・電機連合）

## 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請（あっせん）が1件（2件）、終結は7件（7件）でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが6件（8件）、終結は5件（6件）でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は、平成29年の累計件数です。なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

## 調整事件一覧（2・3月 申請・終結分）

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
平成29年(調)第1号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業・娯楽業)	平成29年1月19日	・職種変更辞令の撤回及び賃金減額分の補償、回復	平成29年2月9日	取下
平成28年(調)第13号事件	あっせん	労働組合	医療法人(医療業)	平成28年10月26日	・雇用問題	平成29年2月10日	解決
平成28年(調)第17号事件	あっせん	労働組合	株式会社(建設業)	平成28年11月25日	・未払賃金	平成29年2月28日	打切
平成28年(調)第18号事件	あっせん	株式会社(サービス業)	労働組合	平成28年3月6日	・組合員の退職問題等について	平成29年3月6日	解決
平成28年(調)第12号事件	あっせん	労働組合	株式会社(製造業)	平成28年10月6日	・確認書の履行	平成29年3月10日	解決
平成28年(調)第15号事件	あっせん	労働組合	株式会社(宿泊業・飲食サービス業)	平成28年11月14日	・団交拒否 ・合意書履行	平成29年3月23日	打切
平成28年(調)第14号事件	あっせん	労働組合	株式会社(建設業)	平成28年11月1日	・未払賃金等の支払	平成29年3月28日	取下
平成29年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	株式会社	平成29年3月1日	・配置転換撤回 ・賃金差額の補填 ・自家用車通勤制限の解除		

## 不当労働行為事件一覧（2・3月 申立て・終結分）

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
平成29年(不)第2号事件	労働組合	一般財団法人(分類不能の産業)	平成29年1月20日	・雇止め予告の撤回、平成29年度以降の労働者としての取扱い ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノテイス	平成29年3月8日	関与和解
平成26年(不)第31号事件	労働組合	株式会社(情報通信業)	平成26年10月15日	・誠実団体交渉実施 ・協定書の遵守 ・ポスト・ノテイス	平成29年3月16日	棄却
平成27年(不)第31号事件	労働組合	株式会社(教育、学習支援業)	平成27年11月2日	・組合掲示板、物置及び書庫の設置及び賃与 ・ポスト・ノテイス	平成29年3月16日	関与和解
平成28年(不)第23号事件	労働組合	株式会社(サービス業)	平成28年10月13日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノテイス	平成29年3月21日	関与和解
平成28年(不)第5号事件	労働組合	株式会社(サービス業)	平成28年1月29日	・団体交渉承諾 ・ポスト・ノテイス	平成29年3月24日	関与和解
平成29年(不)第3号事件	労働組合	株式会社(サービス業)	平成29年2月1日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノテイス		
平成29年(不)第4号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年2月7日	・団体交渉承諾 ・誠実団体交渉実施 ・社会保険への週及加入 ・ポスト・ノテイス		
平成29年(不)第5号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成29年2月20日	・団体交渉承諾 ・ポスト・ノテイス		
平成29年(不)第6号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	平成29年3月6日	・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノテイス		
平成29年(不)第7号事件	労働組合	個人(宿泊業・飲食サービス業)	平成29年3月21日	・団体交渉承諾 ・ポスト・ノテイス		
平成29年(不)第8号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年3月21日	・団体交渉承諾 ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノテイス		

# 平成28年 労働委員会の概況

平成28年1月から12月までの1年間に当労働委員会で取り扱った事件(係属事件)について取りまとめたところ、調整事件は25件で前年より3件減少し、不当労働行為事件は78件で前年より1件減少した。また個別労働関係紛争のあっせん事件はなかった。

## 調整事件

**調整事件の動き**  
平成28年に取り扱った調整事件は25件で、調整区分はすべて「あっせん」であった。このうち、新規申請は18件であり、前年に比べて4件減少した。(表1)  
調整事件の平均処理日数・平均調整回数は表2のとおりである。

表1 調整事件の取扱状況 (単位:件)

年		27年	28年	(b)-(a)
区分		(a)	(b)	
係属件数	前年からの繰越	6	7	1
	新規申請	22	18	△4
	合計	28	25	△3
終結件数	解決	11	11	0
	不調・打切り	7	4	△3
	取下げ	3	1	△2
	合計	21	16	△5
翌年へ繰越		7	9	2

表2 調整事件の平均処理日数・平均調整回数

区分	年	24年	25年	26年	27年	28年
平均処理日数(日)		69.3	48.2	67.7	105.4	92.3
平均調整回数(回)		2.5	1.8	2.5	2.5	1.8

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

## 不当労働行為事件

**不当労働行為事件の動き**  
(1) 不当労働行為事件の取扱状況

平成28年に取り扱った不当労働行為事件は78件であった。このうち、新規申立ては29件であり、前年に比べて6件減少した。(表3)  
不当労働行為事件の平均処理日数は表4のとおりである。

(2) 審査期間の目標の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年6か月としている。平成28年に終結した事件に係る審査期間の目標達成状況は表5のとおりであり、終結39件中、24件が目標期間内に終結し、15件(命令12件及び和解3件)が目標期間を超えた。

表3 不当労働行為事件の取扱状況 (単位:件)

年		27年	28年	(b)-(a)	
区分		(a)	(b)		
係属件数	前年からの繰越	44	49	5	
	新規申立て	35	29	△6	
	係属計	79	78	△1	
終結件数	命令・決定	全部救済	2	5	3
		一部救済	5	6	1
		棄却	—	3	3
		却下	—	—	—
		小計	7	14	7
	命令・決定書数		7	14	7
	和解・取下げ	関与和解	20	19	△1
		無関与和解	—	5	5
		取下げ	3	1	△2
		小計	23	25	2
終結計		30	39	9	
翌年へ繰越		49	39	△10	

(注) 命令・決定・和解・取下げの意味内容は次のとおりである。  
命令…事件の実体審理を行った上で申立てを認容(全部救済・一部救済)又は棄却する命令を発した場合はいう。  
決定…事件の実体審理に入らず、申立てを不適当と却下した場合をいう。(申立期間を徒過したときなど)  
和解…和解により終結した場合をいう。(関与和解;労働委員会が関与した和解 無関与和解;労働委員会が関与しない和解)  
取下げ…和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

表4 不当労働行為事件の平均処理日数 (単位:日)

区分	年	24年	25年	26年	27年	28年
命令・決定		620	599	722	660	809
和解・取下げ		261	317	303	273	335
総平均		333	419	392	363	505

表5 不当労働行為事件の審査期間の目標達成状況 (単位:件)


区分	終結事由	命令(%)	決定(%)	和解(%)	取下げ(%)	合計(%)
1年6か月以内		2 (14.3)	—	21 (95.0)	1 (100.0)	24 (61.5)
	1年6か月超	12 (85.7)	—	3 (12.5)	—	15 (38.5)
終結件数計		14	—	24	1	39

(注) 各欄の(%)は、終結件数計に対する割合を示す。

## 個別労働関係紛争のあっせん事件

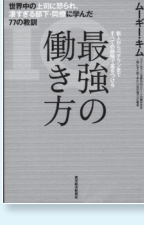
**個別労働関係紛争のあっせん事件の動き**  
平成28年に取り扱った事件はなかった。

### 図書紹介



**マタハラ問題**  
小酒部さやか  
出版社 筑摩書房

NPO法人「マタハラNet」を設立した著者が、米国務省主催「世界の勇気ある女性賞」を受賞したのは2015年。2016年、男女雇用機会均等法の改正により、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設。2017年1月より事業主に対し防止措置を適切に講じることが義務化された。「マタハラ」が労働問題として顕在化したのは最近のことだ。本書では著者自身の経験の他、マタハラNetに寄せられた実例・データにより日本のマタハラ実態が明らかになっている。



**最強の働き方**  
世界の上司に怒られ、凄すぎる部下・同僚に学んだ77の教訓  
ムーギー・キム  
出版社 東洋経済新報社

メールの書き方、メモの取り方、話し方、自己管理などビジネス・パーソンとしての基本中の基本から、心構え(マインドセット)、リーダーシップ、仕事を越えた自己実現までを網羅したビジネス本のエッセンスのような一冊。学生・新社会人から経営者まで、さまざまな職業のキャリア・ステージ上のどの段階の人にも参考になるよう構成されている。読みやすく記憶に残りやすい工夫もされており、読み物としても楽しめる。

公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 かながわ労働プラザ 労働情報コーナー 担当: 高山 天野 ☎045-633-5413

# シリーズ 実務に役立つ労働判例

## 有期契約と試用期間

神戸弘陵学園事件(最高裁平成2年6月5日第三小法廷判決 労働判例564号)

### 1 事案の概要

X(1審原告、控訴人、上诉人)は、学校法人Y(1審被告、被控訴人、被上诉人)に、昭和59年4月に社会科担当の教員として採用されました。採用面接の際に、Xは、Yの理事長から「採用後の身分は常勤講師とし、契約期間は一応1年とするが、1年間の勤務状態をみて再雇用するか否かの判定をする」旨の説明を受けていました。Xは、採用後の4月7日に交付された期限付職員契約書(1年間の有期雇用で、満了の日に当然退職の効果を生ずる等が記載)に5月中旬に署名捺印しました。

Yは、昭和60年3月18日に、Xに対し、契約は同年3月31日をもって終了する旨の通知をしたため、Xは、教諭としての地位確認等を求めて提訴しました。1審(神戸地判昭62.11.5労働判例506号)は、XY間の雇用契約は、雇用期間を1年として成立したものであって、再三更新されるなど期間の定めのないものに転化したなどの特段の事情がなく、期間満了によって当然に終了するとしてXの請求を退け、2審(大阪高裁平1.3.1判決 労働判例564号)も、1審の判決を支持し控訴を棄却したため、Xが上告しました。

### 2 判決の要旨

原判決破棄、差し戻し

(1) 使用者が労働者を新規に採用するに当たり、その雇用契約に期間を設けた場合において、その設けた趣旨・目的が労働者の適性を評価・判断するためのものであるときは、右期間の満了により右雇用契約が当然に終了する旨の明確な合意が当事者間に成立しているなどの特段の事情が認められる場合を除き、右期間は契約の存続期間ではなく、試用期間であると解するのが相当である。

(2) 試用期間中の労働者が試用期間の付いていない労働者と同じ職場で同じ職務に従事し、使用者の取扱いにも格段変わったところはなく、また、試用期間満了時に再雇用(すなわち本採用)に関する契約書作成の手续が採られていないような場合には、他に特段の事情が認められない限り、これを解約権留保付雇用契約であると解するのが相当である。

解約権留保付雇用契約における解約権の行使は、解約権留保の趣旨・目的に照らして、客観的に合理的な理由があり社会通念上相当として是認される場合に許されるものであって、通常の雇用契約における解雇の場合よりも広い範囲における解雇の自由が認められてしかるべきであるが、試用期間付雇用契約が試用期間の満了により終了

するためには、本採用の拒否すなわち留保解約権の行使が許される場合でなければならない。

(3) Xは、面接の際に、Yの理事長から、採用後の身分は常勤講師とし、契約期間は「一応」1年とすること及び1年間の勤務状態を見て再雇用するか否かの判定をすることなどにつき説明を受けていたが、この「再雇用」の文言も、厳格な法律の意味において、雇用契約を新たに締結しなければ期間の満了により契約が終了する趣旨で述べたものとは必ずしも断定しがたいのであって、1年の期間の満了により契約が当然に終了する旨の明確な合意がXY間に成立していたとすることには相当の疑問が残る。また、Aの提出した期限付職員契約書は、本件雇用契約の趣旨・内容を必ずしも適切に表現していないのではないかという疑問の余地がある。

原判決は、雇用契約の期間の性質についての法令の解釈を誤り、審理不尽、理由不備の違法を犯したものとわざるを得ず、原判決は破棄を免れない。

### 3 解説

本件は、新規採用に当たり、適性を評価するために設けた期間は、期間満了により当然に終了する旨の特段の合意が成立していない限りは、契約の存続期間でなく「試用期間」とであると判断された最初の最高裁判決です。そして、そのような有期労働契約は、期間満了によって当然に終了するものではないとしたものです。

当初から無期雇用の正社員として採用するのではなく、有期労働契約の契約社員等として雇用して労務遂行能力や適性を見極めるという採用方法は、中小企業等においても広く行われているところですが、本件判決の趣旨からすれば、当初の有期労働契約を「試用期間」と説明していた場合には、期間満了によって契約が当然に終了するものではないと解される点に留意すべきでしょう(同様の判断をしたものとして、学校法人三浦学苑事件(横浜地横須賀支判平4.4.10労働判例606号)、愛徳姉妹会事件(大阪地判平15.4.25労働判例850号)等があります)。

他方、解約権の行使に客観的に合理的な理由があり社会通念上相当と認められた例としては、勤務態度不良等を理由とする試用期間としての有期労働契約の更新拒否が有効とされた久留米信愛女学院事件(福岡地久留米支判平13.4.27判例タイムズ1123号)があります。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## いこいの村あしがら から特得プランのご案内

### 1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金: 1泊3食 9,720円~(税込)  
特典: 翌日の昼食付き  
翌日10:00~15:00 個室のご用意

### 2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金: 1泊2食 7,560円~(税込)  
特典: 会議一日一回につきコーヒーサービス  
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

#### 《各プランご利用にあたって》

- ◎ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ◎お部屋は全室和室になっております。
- ◎入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ◎1部屋4~5名様料金です。

ご予約  
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.ikoi.or.jp>

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 観光地のレストランで土日も含めて週5日間、1日8時間の契約で働いています。雨の日など客が来ない時には、店長から今日はもう帰ってもいいと言われ、帰ることがありますが、時給制なので早く帰った時間の賃金は支払われず、その月は見込んでいたよりも賃金が減ってしまって困っています。



**A** 契約で週5日間、1日8時間となっていれば、労働者はその働かなければならないと決められた日(所定労働日)に、決められた時間(所定労働時間)働かなければなりませんし、使用者は労働者に契約で定められた賃金を支払う義務があります。

ただし、労働者が使用者に労働を提供しなかった場合、使用者には賃金を支払う義務はありません。これをノーワーク・ノーペイの原則といいます。

それでは、相談のように使用者の都合で仕事を提供できなかった場合はどうでしょうか。時間より早く帰って、その分仕事をしていないのだから、賃金は全額支払われないのでしょうか？

私人間の法律関係を規律する民法は第536条2項で「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない」としています。労働者から労務の提供を受け取る債権者(使用者)の責めに帰すべき理由で、労働者が労働(債務を履行)することができなくなったときでも、労働者(債務者)は賃金(反対給付)を受ける権利を失わないと民法は規定しているわけです。

従って労働者は、労働を提供しようとしていたのに早く帰されたので、契約で定められた賃金全額を請求することができます。

また、民法とは別に労働基準法は第26条で「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金※の百分の六十以上の手当を支払わなければならない(休業手当)とし、この規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処すると規定しています。

賃金は労働者にとって生活の糧となる大切なものですから、労働基準法は罰則付きで、このような場合に使用者に平均賃金の6割以上の休業手当を支払うことを義務づけているのです。また、「使用者の責に帰すべき事由」には、資材入手難による休業など、経営上の障害も含まれるとされ、民法の「債権者の責に帰すべき事由」より広く解されています。

従って、使用者の都合で仕事ができなかった場合には、労働者は働いていれば得られたであろう賃金を全額請求でき、使用者が平均賃金の6割以上を支払わない場合、労働者は労働基準法違反として労働基準監督署に申告ができます。

※平均賃金とは基本的に、3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいいます。

(労働基準法第12条)

### [問合せ先]

\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター ( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/> )

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

\* メールでの労働相談にもお応えしています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535934/>

\* 労働情勢や講座などの情報を「かながわ労働センターニュース」(メルマガ)でお届けします！

お申し込みは⇒ [かながわ労働センターニュース](#) [メルマガ](#) **検索**

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html>

広告

中央ろうきん



ろうきんイメージモデル 高梨 臨



ATM引出手数料が0円だから、  
時間を気にせず使える!

誰でもATM引出  
手数料が即時全額  
キャッシュバック!

〈中央ろうきん〉の  
キャッシュカード・ローンカードは  
各種ATM引出手数料の負担が

0円

つかえるATM 銀行・信金・信組 ゆうちょ銀行 イオン銀行 セブン銀行  
※全国のMICS加盟の金融機関 24時間利用可能

たとえばこんなコンビニでも



JR東日本のATMコーナー

始発から終電まで 毎日利用可能 ※ご利用時間は、始発から終電まで365日。カードローンはご利用いただけません。

※対象となるお取引は普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラン・教育ローン[カード型])のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出し手数料が即時にご利用口座へキャッシュバックされます。※キャッシュバック回数に制限はありません。※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。

〈お問い合わせ・ご相談は〉

上記のサービス案内は…お客様相談デスク(平日 9:00~18:00) TEL. 0120-86-6956

口座作成など預金商品の詳しいご相談は…〈中央ろうきん〉の各営業店へお問い合わせください。

※各営業店の連絡先については〈中央ろうきん〉ホームページ(<http://chuo.rokin.com>)またはお客様相談デスクでご確認ください。

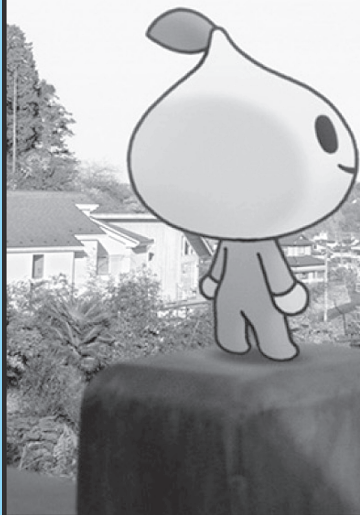
(2017年4月1日現在)

ZENROSAI NEWS

広告

# 皆さまの安心のために、これからも!

全労済はたすけあいから生まれた「保障」の生活協同組合です。  
誰でも、どんなときでも、あたりまえに暮らせるように。  
全労済は皆さまとともに歩み続けます。



団体生命共済	こくみん共済	総合医療共済
全労済の住まいる共済	新火災共済・新自然災害共済	せいめい共済
マイカー共済	自賠償共済	交通災害共済

保障のことなら  
**全労済 神奈川県本部**

全国労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただくことで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。 1416V047



## 労働かながわ

平成29年5月25日発行 第707号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。